

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱

制定 27 食産第 5412 号
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 食産第 6097 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日 29 食産第 5530 号
改正 平成 30 年 8 月 15 日 30 食産第 2145 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5295 号

第 1 趣旨

少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加や各国の経済発展等により今後大きく成長するグローバルな食市場を獲得することが重要である。

このため、独立行政法人日本貿易振興機構等と連携し、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）（以下「輸出力強化戦略」という。）に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要がある。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を推進し、輸出力強化戦略に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

なお、別表 1 の 2 の（1）の 1 の（2）及び 3 の（2）並びに別表 1 の 2 の（2）の 1 の（5）、2 の（2）、2 の（3）及び 3 の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長又は生産局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第 5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

第 6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農林水産物・食品輸出促進対策事業 1 農林水産物・食品の輸出対策 (1) 海外需要創出等支援対策事業 ア 戦略的輸出拡大サポート事業	1 マーケティング戦略の策定及び企画・実行等 日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を加速化するため、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）において、PDCAサイクルを実行しながら、対象品目の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的として、海外マーケットに深く踏み込んだ戦略的で一貫性のあるマーケティングに係る取組を推進する。 2 事業者マッチング及び継続的な販売支援等 JFOODOが行うマーケティング戦略等の実行に伴う日本産農林水産物・食品の需要等を把握し、国内各ブロックにおいて輸出に取り組む事業者の農林水産物・食品とのマッチングを行う。また、海外における対象品目の需要を把握し、輸出に取り組む事業者の現地における継続的な販売活動を支援する取組を行う。 3 事業者サポート体制の強化 (1) 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催 日本産農林水産物・食品の輸出に関心のある農林漁業者等に対して、輸出に取り組む際に必要となる情報を提供するためのセミナー及び商談スキル向上研修を開催する。 (2) 輸出プロモーターの設置 農林水産物等の輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘し、有望な輸出事業者として育成するため、輸出プロモーターを設置する。 (3) 海外プロモーターの設置 海外における我が国からの農林水産物等の輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。 (4) 課題別専門家の設置 農林水産物等の輸出に当たり障壁となりうるハラー	1 独立行政法人日本貿易振興機構

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
イ 分野・テーマ別海外販路開拓支援事業	ルやコーシャなどの宗教に起因する課題や国・地域ごとに異なる規制や市場ごとの需要にきめ細かく対応するため、課題別専門家を設置する。 (5) ビジネス関係者等への戦略的マーケティングの実施 有望市場をはじめとした戦略的に輸出拡大が強く期待される市場の開拓に向けて、農林水産物等をビジネス関係者（輸出先国の政府要人等を含む）にPRすることを目的とした戦略的マーケティングを実施する。 (6) 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化 農林水産物等の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造、海外市場の動向等についての調査を実施し、情報を蓄積することで、農林水産物等の輸出に取り組む事業者からの種々な問合せに対応するほか、1年以上先のイベント情報を盛り込んだイベントカレンダーを活用したオールジャパンの取組を推進し、事業者にとって必要な情報の提供や、課題の解決に向けた助言等を行うワンストップステーションとしての体制を構築する。 4 商談会及び見本市への出展等サポート (1) 国内商談会の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有望なバイヤー等との商流構築を図るため、バイヤー、ディストリビューター等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。 (2) 海外商談会の開催 海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と現地流通事業者等との商談会を海外において開催する。 (3) 海外見本市への出展 海外における日本産農林水産物等の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、海外で開催される有望な国際見本市へジャパンパビリオンを出展する。 1 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業 (1) 事業実施者が行う分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業 事業実施者は、分野・テーマ別のPR活動や分野・テーマ別の販売促進活動に係る取組を行う。 (2) 事業実施者の選考等 事業実施主体は、(1)の事業について、事業実施者の公募に係る審査等を行う公募選考会の開催、事業実施者を選考するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。 2 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、優れた輸出事業者の選出及び表彰を行う。	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
ウ 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業 (2) グローバル産地づくり推進事業 (3) 輸出環境整備推進事業	1 日本食・食文化普及人材育成支援事業 海外の外国人日本食料理人を研修生として招へいし、我が国の日本料理店等で研修させ、日本の食文化及び日本料理における食品衛生管理に関する知識、調理技能やおもてなし等に関する知識を向上させることにより、当該外国人日本食料理人が、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際の現地でのパートナーとなりうるよう、人材育成するための取組を行う。 2 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業 (1) 日本料理の調理技能認定推進支援事業 日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の外国人日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を行う。 (2) 日本産食材サポーター店認定推進支援事業 海外における日本食・食文化の一層の理解深化による日本産農林水産物・食品の輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を日本産食材サポーター店として認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を行う。 3 日本産食材輸出機会支援事業 ビジネスインフラとして、日本産食材の越境ECサイトを含む日本産食材サプライチェーンプラットフォームを形成し、適切かつ効果的な運営、管理等を行う。 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）（平成30年8月31日に農林水産省が立ち上げた輸出に意欲ある農林漁業者等を支援するプロジェクト）の取組の一環として、グローバル産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地）の形成を進めるため、産地が取り組む計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善等を支援する。 1 既存添加物等申請支援事業 諸外国において我が国の既存添加物等の使用が認められ、既存添加物等が含まれる日本産食品をこれらの国・地域に輸出できるようにするため、事業実施主体が行う相手国の食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験データの取得・分析、申請書類取りまとめ及び申請の実施を支援する。 2 国際的認証資格取得等支援事業 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に掲げる重点品目等について、事業実施主体が対象国・地域が求める	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	検疫等の条件への対応（登録園地査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO22000等）、対象国・地域において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機JAS認証等）等の取組への支援を行う。	
(4) インポートトレランス申請支援事業	青果物及び緑茶生産において使用される主な農薬について、輸出相手国に対して日本と同等の残留農薬基準を新たに設定申請するための取組への支援を行う。	6 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 食によるインバウンド対応推進事業	地域の農林水産物・食品、食文化及び景観等の魅力を国外に発信するため、地域の食文化資源等の発掘及び普及の取組を行う。	7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(6) 日本発食品安全管理規格策定推進事業	1 日本発の食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイドラインの策定等の推進 国際的に通用するとともに、日本の食文化や企業文化に適用しやすい、日本発の食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイドラインの策定等を推進する取組を行う。 2 国際標準化の推進 日本発の食品安全管理規格、認証スキーム、ガイドライン等が国際的に通用するものとなるよう、情報収集・調査、国際機関等との交渉、情報発信などの取組を行う。 3 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム活用拡大のための環境整備 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドラインの信頼性を向上させるとともに、国内外で広く認知され、実施・活用されるよう、審査員・監査員等の育成のための説明会・研修会、審査員・監査員等の確保及び力量向上のため試験制度の整備等の仕組みの構築、モデル認証事業、シンポジウムの開催、普及ツールの作成などの取組を行う。	8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
2 地理的表示等の知的財産の保護・活用		
(1) 地理的表示保護制度活用総合推進事業	1 地理的表示保護制度推進事業 次の（１）の取組を実施するとともに、（２）の取組について、（１）により選定した事業実施者に対して補助を行う。 （１）GI保護制度の登録申請についての産地等への相談対応や、説明会による制度の普及啓発や情報提供のほか、食料産業局長が別に定めるところにより、GI申	9 事業の内容欄に掲げる３の（２）を除く事業については食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(2) 植物品種等海外流出防止総合対策事業	請に必要な調査等の実施主体の公募・選定を行う。 (2) G I 申請に必要な調査等を行う。 2 知的財産・地域ブランドビジネス化支援 流通業者や消費者等がG I 保護制度の意義を理解し、生産者や実需者にとってG I 産品が実際のビジネスにおいて活用できることを認識してもらうため、国内外のG I 産品の展示会等を開催する。 3 地理的表示海外保護・侵害対策 海外における我が国G I の保護及び侵害対策の強化を図るため、以下の取組を行う。 (1) 海外へのG I 申請・登録支援 (2) 海外での侵害対策支援 (3) 海外での展示会等への出展支援 4 G I 分野における知財専門職種の活用 知財専門職種の活用を図ることを通じ、知的財産としてのG I の的確な管理が図られるよう、以下の取組を行う。 (1) 検討会の開催 (2) 養成カリキュラム作成 (3) 研修会の開催	3の(2)については食料産業局長が別に定める者
	1 海外出願支援体制の整備 次の(1)から(4)までの取組を実施するとともに、(5)の取組について、(5)により選定された支援対象者に対して補助を行う。 (1) 海外への品種登録出願に際しての相談を一元的に受け付ける相談窓口の設置 (2) 主な出願先国を対象とした海外出願マニュアルの作成 (3) 我が国品種の海外における侵害実態等の調査 (4) 侵害対応事例、ノウハウの提供の支援 (5) 海外において対応すべき育成者権侵害事案の公募・選定及び対応経費への支援 2 海外出願促進対策 次の(1)の取組を実施するとともに、(2)及び(3)の取組について、(1)により選定された支援対象者に対して補助を行う。 (1) 海外で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながる品種登録出願の公募・選定 (2) 農業の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願 (3) (2)以外の海外への品種登録出願 3 種苗資源の保護 我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜や、優良な形質を持っている親品種等の種苗資源について、地域に	10 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	において保存する。 4 植物品種保護制度の運用改善 種苗生産・販売業者が登録品種を譲渡する際の取引履歴の記録の作成・保管、取引相手への利用条件の伝達を円滑に実施するための方策の検討を行う。	

別表 2 (第 5 関係)

農林水産物・食品輸出促進対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
戦略的輸出拡大サポート事業の事業実施主体	食料産業局長
分野・テーマ別海外販路開拓支援事業の事業実施主体	食料産業局長
日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業の事業実施主体	食料産業局長
グローバル産地づくり推進事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
輸出環境整備推進事業のうち既存添加物等申請支援事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出環境整備推進事業のうち国際的認証資格取得等支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
インポートトレランス申請支援事業の事業実施主体	生産局長
食によるインバウンド対応推進事業の事業実施主体	食料産業局長
日本発食品安全管理規格策定推進事業の事業実施主体	食料産業局長
地理的表示保護制度活用総合推進事業の事業実施主体	食料産業局長
植物品種等海外流出防止総合対策事業の事業実施主体	食料産業局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。